

令和 8 年度農業農村整備事業位置図及び動画作成業務委託仕様書

- ・ この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第 1 委託業務名

令和 8 年度農業農村整備事業位置図及び動画作成業務委託

第 2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

第 3 業務の目的

本業務は、より多くの人に埼玉県の農業農村整備事業を知っていただくことを目的とし、以下を制作するものとする。

1. 令和 8 年度農業農村整備事業位置図リーフレット
2. 農業農村整備事業紹介動画
3. 農業農村整備人材確保用 PR 動画
4. 広報用縦型ショート動画
5. 動画 P R 用配布グッズ

第 4 業務の内容

1 令和 8 年度農業農村整備事業位置図リーフレット制作

- ・ 用途:一般向け広報資料として配布、県ホームページに、閲覧用データを掲載する。
- ・ レイアウト:表は農業農村整備事業の紹介面、裏は農業農村整備事業を埼玉県地図に示した位置図とする。
- ・ 規格等:A 1 版両面刷りフルカラーとする。折り方は外々 4 つ直角 2 つ折りとし A 4 版仕上りを想定している。用紙は、コート紙; 5 7 . 5 k g / A 判とする
- ・ 印刷方法; オフセット印刷
- ・ 印刷部数: 5 0 0 部
- ・ 表面(事業の紹介面)については、主に埼玉県が主体となって実施してきた農業農村整備事業をわかりやすく紹介するデザイン・レイアウトとする。掲載する事業については、契約締結後、発注者が指示する。紹介文章や写真は発注者が提供する。
- ・ 裏面(地図面)については、地図の範囲は埼玉県全域とし、イラスト的な表現の地図ではなく、縮尺・図式に基づいた地図調製作業にて作成した地図とすること。ベースとなる地形図は、国土地理院刊行の数値地図(国土基本情報)を用いて作成すること。主題となる事業については約 8 0 か所とし、契約締結後、発注者が原稿を

提供する。地図作成において必要となる国土地理院への使用承認申請は受託者で行うこと。公的な地図とするため、民間事業者が保有する地図データベースは使用せず作成すること。

- ・ 校正回数は、各面 3 回とし、発注者の了承を得た上で印刷物を作成すること。ただし、校正提出物の精度によっては校正回数が増えることも了承すること。
- ・ リーフレットには、県のマスコット「コバトン」を使用して、農業農村整備事業を PR するコバトンのイラストを新たに作成し提案すること。使用上の決まりは下記サイトを参照し作成すること

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/kobaton/design-rules.html#kimari>

- ・ デザインやレイアウトについては、発注者の意向もできる限り反映し、県の承認を得て作成すること。

<本プロポーザルで提案を求める内容>

リーフレットのデザインイメージを提案すること。提案書に記載する内容は、表紙のデザイン案、新たに作成する「コバトン」のデザイン案、表面（事業の紹介面）、裏面（地図面）の作成イメージを提示すること。表面、地図面の作成イメージは、イメージがわかれば全面ではなく一部分でも可とする。また、一般向け広報資料として、できるだけわかりやすいものとするための工夫や提案内容も明記すること。

2 農業農村整備事業紹介動画の制作

- ・ 用途：一般向け PR 資料として埼玉県 YouTube チャンネル「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが) <https://www.youtube.com/@prefsaitama/featured>」に掲載する。ほか、主に埼玉県が主催する農業関連のイベントや採用活動の場面にて、事業紹介用として放映する。

・規格等

ア 動画の尺 5 分程度

イ アスペクト比 16 : 9

ウ データ形式 MP4 形式

エ 解像度 フルHD (1,920×1,080 ピクセル)

オ フレームレート 30FPS

- ・ 令和 8 年度以降も、継続して使用することを想定しているため、納品された動画は、発注者が永続的にかつ無償で利用できるものとする。そのため、出演者や撮影地の所有者または管理者に対し、このことを承諾していただいた上で動画を作成し納品すること。
- ・ YouTube チャンネルに掲載するため、サムネイル画像も作成し納品すること。
- ・ 内容は、埼玉県が主体となって実施してきた農業農村整備事業（計画含む）を一般向け広報資料として、わかりやすく紹介するものとする。事業の概要や詳細は、以下の埼玉県農村整備課サイトを参照すること。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0906/index.html>

- ・ 動画の制作については、本県と調整を行いながら企画し実行すること。

<本プロポーザルで提案を求める内容>

動画のコンセプト、構成案、シーンリスト（主要な場面のみでも可）、制作スケジュールをより具体的に提案すること。また、これらの内容に関する考え方・狙いを具体的に示すこと。

3 農業農村整備人材確保用 PR 動画の制作

- 用途：本県の総合土木職（農業土木）の人材確保を目的として、埼玉県 YouTube チャンネル「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが) <https://www.youtube.com/@prefsaitama/featured>」に掲載する。また、大学へのリクルート活動等でも放映する。
- 規格等
 - ア 動画の尺 5 分程度
 - イ アスペクト比 16 : 9
 - ウ データ形式 MP4 形式
 - エ 解像度 フルHD (1,920×1080px)
 - オ フレームレート 30FPS
- 令和8年度以降も、継続して使用することを想定しているため、納品された動画は、発注者が永続的にかつ無償で利用できるものとする。そのため、出演者や撮影地の所有者または管理者に対し、このことを承諾していただいた上で動画を作成し納品すること。
- 出演者は、埼玉県農村整備課、各農林振興センターの職員とし、入社年次の浅い20～30代職員および上司や管理職にあたる人員を発注者が複数名選定し、候補者として提示する。
- 動画に出演する職員の勤務場所により、撮影場所は複数になることを見込むこと。場所は埼玉県内とし、候補者が決定したのちに決定する。また、職員に対し、話し方や目線の位置など、インタビュー動画を撮影するにあたっての簡単な指導も行うこと。
- 内容は、本県の総合土木職（農業土木）の魅力を、入庁希望者や予備軍となる学生に対し、わかりやすく紹介し、求職意欲を高めるものとする。
- 動画の制作については、本県と調整を行いながら企画し実行すること。

＜本プロポーザルで提案を求める内容＞

動画のコンセプト、構成案、シーンリスト（主要な場面のみでも可）、制作スケジュールをより具体的に提案すること。また、これらの内容に関する考え方・狙いを具体的に示すこと。

4 広報用縦型ショート動画の制作

- 上記2、3で制作した動画をより多くの人に見ていただけるよう、SNS発信用としてショート動画の制作を行うこと。主な掲載媒体は、埼玉県の公式エックス(X)とライン(LINE)を予定している。
- 動画の尺や規格等は受託者の提案とする。

- ・動画の制作については、本県と調整を行いながら企画し実行すること。

＜本プロポーザルで提案を求める内容＞

動画のコンセプト、構成案、シーンリスト（主要な場面のみでも可）、制作スケジュールをより具体的に提案すること。また、これらの内容に関する考え方・狙いを具体的に示すこと。あわせて、効果的な広報の方法を提案すること。

5 動画PR用配布グッズの制作

- ・2～4で制作した動画をPRするため、県担当者がイベント等の際に配布できるよう、動画のQRコードを掲載したPR用グッズを制作すること。
- ・グッズ配布イベント等は以下を想定している。

彩の国食と農林業ドリームフェスタや各種農業関連のイベント、リクルート活動による大学訪問、令和10年度農業農村工学会関東支部大会

- ・作成するグッズは以下を想定しているが、必須ではないため、ほかにも有効と思われるものがあれば、提案いただきたい。

例）ポケットティッシュ、ステッカー、名刺サイズカード

- ・作成グッズの数量は、1種類につき500個以上とする。
- ・資材のデザインについては、あらかじめ本県の承認を得ること。

＜本プロポーザルで提案を求める内容＞

グッズの種類、規格、デザインイメージ、数量を具体的に提案するとともに、選定した狙いも示すこと。

6 独自提案

- ・本業務の目的に沿って、制作するリーフレットや動画を、本予算の中で広く知らしめられる手段や方法があれば、併せて提案すること。動画の作成本数も複数にした方が効果的であれば、その提案も認める。

第5 その他共通事項

（動画関連）

- ・撮影にかかる一切の費用は委託費に含むものとする。
- ・編集した動画制作後の校正は、原則1本につき2回以上行うものとする。また、県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。
- ・受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常放映できる状態まで対応すること。

（その他）

- ・本事業の内容等に応じて必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。また、本事業に関連してけがや事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備えたイベント保険への加入など、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有を

行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。

- ・ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。また、スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。発注事務所で行う対面の打合せは着手時1回、中間3回、完了時1回を予定している。その他監督員が必要と認めるときは打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成・提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 印刷用紙等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/green/g-houshin.html>) に適合するよう努めること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。

第7 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。動画素材、写真、BGM、イラスト等を使用する場合は、受託者で手配するものとする。動画撮影にあたっては権利関係の処理が必要な場合は適切に対処すること。次年度以降も、期限を設けず動画を使用できることを条件とする。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。
- ・ 埼玉県によって提供された素材の使用についてはこの委託業務内で使用するのみとし、二次利用を禁じる。
- ・ アレンジ等により制作されたコバトンの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は県に帰属する。

第8 成果品

- ・令和8年度農業農村整備事業位置図リーフレット・・・500部。県ウェブサイトに掲載可能なPDF版電子データをCD等の記録媒体に格納し、正副合計2枚作成すること。
- ・農業農村整備事業紹介動画、農業農村整備人材確保用PR動画、広報用ショート動画・・・DVD等の記録媒体に格納し正副合計2枚作成すること。DVDに格納しきれない場合は、ハードディスクに格納し納品すること。動画の納期は令和9年2月19日（金）とする。
- ・動画PR用配布グッズ・・・各500個以上
- ・上記のほか、独自提案で提案されたもの、一式